



# 藤本 みのる 通信

Vol 222

2016年4月5日発行

大月市議会議員



自宅 大月市猿橋町小篠 8 5 3

電話/FAX 0 5 5 4 - 5 6 - 7 2 7 2

## 地上に設置する太陽光パネルにルール

自然エネルギーと注目されている太陽光ですが、市内でも山頂稜線付近に多数のパネルが設置された例や住宅を取り囲むように設置された例があり、景観や防災、住環境の点から、乱立を制限し共存をはかるルール作りが求められていました。

私は昨年9月定例会で、大月市の認定出力が県内一であることを示して早急な対応を求め、市長は「景観と住環境との調和を図る対策が大変重要になる」と答弁しました。そして答弁通り、市は3月定例会に景観条例改正を提案し、地上に設置する太陽光パネルを届出対象にしました。規制内容を定める要綱と合わせ、勝手放題だったところに調和を図るルールが作られました。切実な状況を告発した質問が市政を動かしました。

\*\*\*\*\*

### 太陽光パネルの景観形成基準

- 1、太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること
- 2、周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと



稜線近くに設置された太陽光パネル＝沢井地区

大月市景観計画が改正され、新年度から市内全域①②③で

- ①森林地区
- ②里山地区
- ③一般市街地地区

地上に設置する太陽光パネルが届出対象になりました。

大月市は県の指針に基づき設置にあたっての規制内容を「要綱」に定めて運用します。既に設置されている施設の扱いは保留されています。

## 【藤本みのる活動日誌】

4月 1日(金) 田んぼ(土壌改良剤散布)

4月 6日(水) 鳥沢小学校入学式、猿橋中学校入学式